

植物防疫所 病虫害情報

No.103

2014・7・15

農産物輸出と植物検疫制度

1 はじめに

政府は「日本再興戦略」において農林水産物・食品の輸出額を 2020 年までに 1 兆円にするとの目標を掲げており、農林水産省では国別・品目別輸出戦略を策定して輸出促進に向けた取組を進めているところである。ここでは、植物類の輸出に関連した植物検疫制度の概要とそれを取り巻く状況を紹介する。

2 輸出検疫の概要

輸入検疫が輸入貨物や海外からの旅行者の手荷物等を検査し、我が国未発生 of 病虫害の侵入防止を目的としているのに対し、輸出検疫は、輸出相手国が懸念する病虫害の検査を行い、その国への病虫害の侵入（移動）を防ぐことを目的としている。

このため、輸出検査は、輸出相手国が要求する検疫条件に適合しているかの検査を行っている。相手国の検疫条件は、国により発生病虫害や基幹作物が異なることから様々であり、同じ植物でも輸出先によって条件が異なるので注意が必要である。

3 輸出検疫の手続き

(1) 輸出検査の流れ

輸出検査の基本的な流れは、以下の 3 点となる。

- ①申請：輸出検査を受けようとする申請者は、輸出品目や輸出国などの必要事項を記載した書面（「植物等輸出検査申請書」）の提出、または電子申請窓口を通じ、植物防疫官へ申請を行う。
- ②検査：申請を受理した植物防疫官は、輸出しようとする植物が相手国の輸入禁止品ではないか、相手国の要求事項を満たしているかどうか等について検査を行う。
- ③証明書の発給：検査に合格すれば、植物防疫官が相手国植物防疫機関宛ての植物検疫証明書を申請者に発給する。

しかし、相手国によっては、事前の輸入許可証の発給が必要とされる、遺伝子診断等の精密検定や栽培地検査などを必要とされる等の場合

がある。このため、輸出にあたっては、あらかじめ十分な情報収集をするとともに、事前に植物防疫所にご相談いただきたい。

(2) 輸出解禁植物の検査

相手国の要求により輸出ができない農産物であっても、相手国との協議により定められた検疫条件のもとで輸出が可能となった品目がある。例えば EU 向けカンキツ、タイ向けカンキツ（本誌 85 号に掲載）、中国向け精米（同 85 号に掲載）、台湾向け生果実（同 88 号等に掲載）などである。

これらの輸出に際しては、生産園地での病虫害防除・管理、生産物の保管・選別・梱包等の施設の指定や、植物防疫所が実施する研修を受講した選果技術員を配置するなどの条件が課されており、それらを確実に満たすよう、植物防疫所及び各都道府県における活動が実施されている。

台湾向け生果実では、植物防疫所が各県で選果技術員研修を実施している。さらに独自の取組みを実施している県もあり、例えば山梨県は、防除の徹底と輸出向けモモの選果精度の向上を目的とした研修会を毎年輸出シーズン前に開催しているほか、青森県ではリンゴの輸出にあたり、選果・こん包登録施設の指導と確認のために独自の指導要領を作成し、県主催で選果こん包施設申請や選果技術の説明会を開催するなど、産地の努力により、円滑な輸出体制が構築されている。

4 輸出検疫に関する情報提供について

これまで述べたように、輸出検疫では相手国や輸出植物の種類・用途によって輸出の可否やその手続が異なるため、輸出にあたっては十分な情報が必要である。植物防疫所では、そうした情報収集の一助になるよう、ホームページ上の「輸出入条件詳細情報」で情報を提供している。

例えば、貨物・携帯品・郵便物別の「輸出条件早見表」として、各地域の代表的な 32 の

国・地域における日本の主要産物30品目の輸出条件一覧を掲載している(下表)。これら早見表は表内の国名を選択することで、さらに詳細が表示され、対象植物を相手国に輸出する場合の手続の概要がわかるようになっている。また、「各国の輸入規則等詳細情報」では、60の国・地域について、輸入規則の概要や植物検疫機関情報などを掲載しているほか、特別な輸出検査が必要となる品目についての情報も掲載し、輸出の際の参考情報となるよう構成している(2013年7月現在)。

植物防疫所では、今後も各国の情報の入手に努め、情報提供できる品目を追加するなど、輸出検疫に関連した情報の更新を行い、関係者への情報提供に努めていくこととしている。

5 利便性向上に向けた取組

(1) 集荷地検査

輸出検査は植物防疫所あるいは積込みを行う海港や空港で行われることが多いが、輸出者からの要望に応じて植物防疫官が輸出植物の集荷地に出向いて検査を実施している。

庭木や盆栽をコンテナへ積み込む現場で検査したり、生果実や野菜を選果施設や市場等で検

査することもあり、これによって物流上のロスも削減できるなど、輸出者側のメリットも大きいと思われる。

(2) 精密検定

近年各国の要求事項の多様化・高度化が進んでおり、栽培用の苗や種子に各種ウイルス等が感染していないことを、輸出国側で遺伝子診断によって証明することが求められている。植物防疫所においては、このような精密検定の実施体制整備に取り組んでいるところである。

6 植物防疫所における輸出検疫体制の強化

輸出検査件数は、平成25年には過去5年で最も多くなっており(下図)、今後も増加することが予想される。状況の変化の中にあって、輸出検疫を迅速・的確かつ効率的に実施し、行政ニーズの増加に対してより高い専門性をもって対応するため、昨年5月に横浜及び神戸、本年4月に名古屋及び門司の各植物防疫所において、それまでの「輸出及び国内検疫担当」から、輸出検疫を扱う部門を「輸出検疫担当」として分離するとともに、職員の増員を行った(横浜及び神戸については本誌100号に掲載)。農産物の輸出振興に向け、必要な検疫情報の提供に努めるとともに、生産地域や卸売市場等において、集荷地検査を行うこととしており、今後も輸出者からの要請に応じたいと考えているので、農産物の輸出検疫について不明な点がある場合等には、お近くの植物防疫所へお問い合わせ願いたい。

表 輸出条件早見表(※貨物版より抜粋)

http://www.maff.go.jp/pps/j/search/pdf/ex_quickhelp201310.pdf

諸外国に植物等を輸出する場合の検査条件一覧(早見表):貨物編																		
種 類		くだもの										やさい(果菜)						
		カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	リンゴ	モモ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	ピーマン	メロン
輸出相手国・地域																		
アジア	韓 国	Q	Q	Q	x	x	x	Q	Q ¹⁰	x	x	Q	Q	x	x	Q ¹⁵	x	Q
	台 湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	Q	x	Q	Q
	中 国	△	△	△	PQ	△	△	△	△	△	PQ	△	△	△	△	△	△	△
	香 港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	フィリピン	△	△	△	PQ	PQ	△	△	△	△	PQ	△	△	△	△	△	△	△
	ベトナム	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	タイ	Q	Q	Q	Q	Q	x	Q	☆	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ¹¹	Q	Q	Q	Q ¹¹	Q ¹¹	Q	Q	Q	Q
	ブルネイ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ
	インド	△	△	PQ	△	△	△	△	△	PQ	△	△	△	△	△	△	△	△
	スリランカ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ
	パキスタン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ
中東	アラブ首長国連邦	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P
	バーレーン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ
	クウェート	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ
	オマーン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ
	カタール	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ
	サウジアラビア	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ
欧州	EU	Q	◎	x	Q	Q	◎	Q ¹⁰	x	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	スイス	Q	◎	x	Q	Q	◎	◎	Q ¹⁰	x	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ノルウェー	◎	◎	Q	Q	Q	◎	Q	Q	Q	Q	Q ¹⁵	◎	◎	◎	◎	Q ¹⁵	◎
	ロシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q

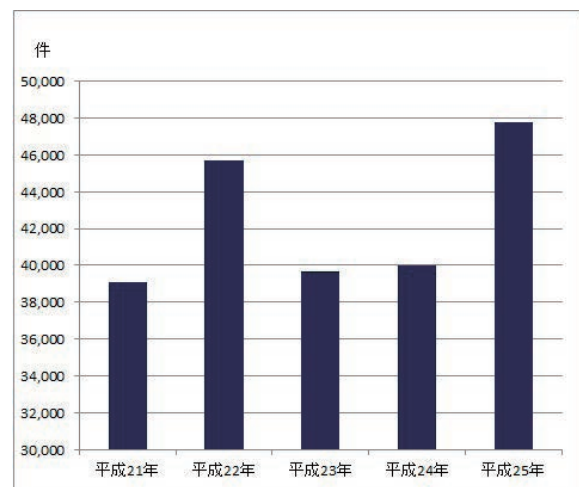


図 輸出検査件数の推移(貨物)